筑北村対策箇所一覧表

	路線名	対策箇所	通学路の状況・危険の内容	対策方法	対策可・不	対策主体
例	村道向原線	向原地区から六工へ向かう坂道	夜になると街灯がなく無く冬場の帰宅に歩行者が危険である。	街灯設置	可	筑北村
1-1	村道聖南下川原線	西条聖南線交点から七ツ松線交点までの区間	児童・生徒の通学路で外側線が薄く消えている部分があり、車両が隅に寄り過ぎる危険性がある。	外側線	可・不	筑北村
1-2	国道403号	西条駅前から関川組スタンドまで	歩道はマウントアップのため、起伏があり合わせて歩道幅が狭いため危険性がある。	歩道改良	可・不	長野県
2-1	村道向原線	向原地区から国道403号交点までの区間	歩道が未設置であり、常に通学児童・生徒が危険にさらされている。	歩道設置	可・不	筑北村
2-2	村道宮ノ前線	旧JA店舗前から坂北郵便局前までの間	歩道が未設置であり、常に通学児童が危険にさらされている。	歩道設置	可・不	筑北村
2-3	県道坂北（停）線	坂北駅前から村道青柳線の交点まで	通学路であるが平坦性が無く幅員が狭く危険である。	歩道改良	可・不	長野県
3-1	県道大町麻績インター千曲線	坂井小学校から県道丸子信州新線交点までの区間	歩道が未設置であり、常に通学児童・生徒が危険にさらされている。	歩道設置	可・不	長野県
3-2	県道丸子信州新線	村道杉崎山秋線交点から村道山崎北線交点までの区間	歩道が未設置であり、常に通学児童・生徒が危険にさらされている。	歩道設置	可・不	長野県
3-3	県道大町麻績インター千曲線	玉根から永井中村までの区間	歩道が未設置であり、通学児童・生徒が危険にさらされている。	歩道設置	可・不	長野県